

農用地利用集積計画書

【農業委員会使用欄】

第1 利用権設定

整理番号	—	公告年月日	令和 年 月 日
	—		

1 各筆明細

A 利用権設定を受ける者 (借手)	住所	
	氏名	TEL
B 利用権設定をする者 (貸手)	住所	
	氏名	TEL

C 利用権を設定する土地 (秋田市)					D 設定する利用権			F	新規・更新
大字	字	地番	現況地目	面積 (m ²)	利用権の種類	内容	借賃 (10 a 当)	B以外の権原者	
合計筆数(筆)		合計面積(m ²)			借賃総額			円 <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/>	

D 設定する利用権					
契約年数	年 カ月	始期	令和 . .	終期	令和 . .
支払先	<input type="checkbox"/> 貸手 <input type="checkbox"/> 農業公社 <input type="checkbox"/> その他 ()		支払方法	<input type="checkbox"/> 金納 (<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込) <input type="checkbox"/> 物納	

E 利用権設定等促進事業実施により成立する当事者間の法律関係	
--------------------------------	--

F 利用権設定する土地の (B)以外の権原者等	住所	
	氏名	TEL

2 受手の農業経営の状況等

氏名又は名称	年齢	専業／兼業の別	農作業従事日数	備考
	歳	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	日	

①経営面積(m ²)	②主たる経営作目	③農業労働力	専従者	人	④農機具所有状況(台)	トラクター	
			補助者	人		田植機	
						コンバイン	
						乾燥機	
						糶摺機	
						その他	

3 共通事項

この農用地利用集積計画書の定めるところにより設定される利用権は、1の各種明細および2の受け手の農業経営の状況等に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約をしようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、あらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の当該土地を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、当該土地に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 当該土地の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から20日以内に甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

※上記以外に取り決め事項等があれば記入して下さい。

【農業委員会使用欄】

農業委員	
推進委員	

